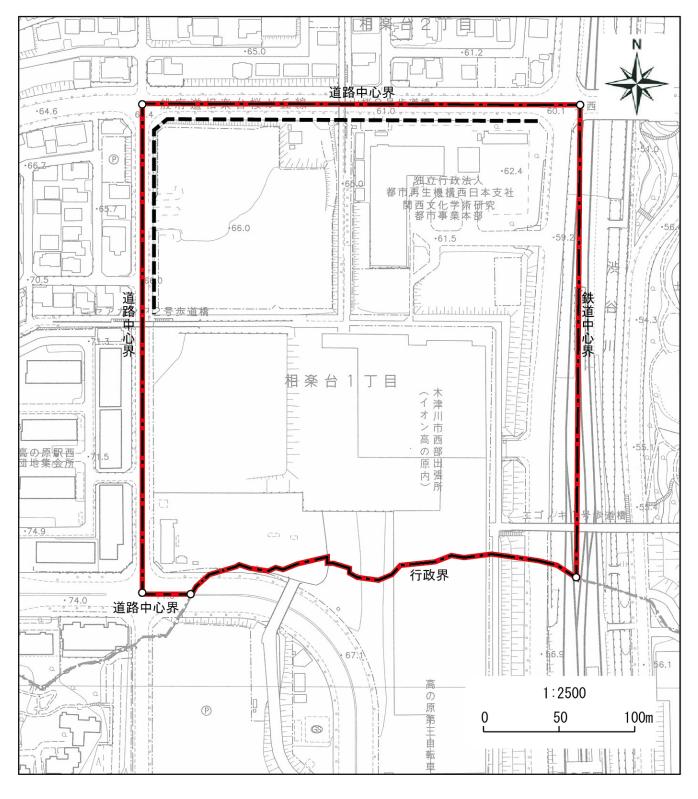
高の原地区整備計画

	名	称	高の原地区計画
	位	置	京都府木津川市相楽台1丁目の一部
	面	積	約 8. 9 h a
区域の整備・開発及び保全の大			当地区は、関西文化学術研究都市の「平城・相楽地区」に位置して
	地区計画の目標		おり、「センターゾーン」として位置づけられる地区である。
			当地区において地区計画を定めることにより、「センターゾーン」と
			しての適正な土地利用を図り、周辺環境と調和した良好な街区の形成
			を誘導するものである。
	土地利用の方針		都市的サービス施設等の集積を図り、賑わいあるセンター地区を形
			成する。敷地内は外周部を中心にオープンスペースを確保し、周辺環
			境との調和に配慮しつつ、美しいまちなみを形成するよう努める。
	建築物等の整備 方針		地区内においては、「センターゾーン」として、周辺地域と調和のと
方針			れた環境を形成・保全するため、壁面の位置、意匠等について制限を
			行う。
			建築してはならない建築物。
	建築物等の用途の制限		1 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、勝舟投票券発売所
			その他これらに類するもの
			2 倉庫業を営む倉庫
			3 自動車教習所
			4 床面積が15平方メートルを超える畜舎(ただし、動物の愛護及び
			管理に関する法律第10条に掲げる動物取扱業において、動物の販売
地			(小売業に限る)、保管の用に供するもの(試験研究の用に供するた
区			めに飼養し、又は保管するものを含む)及び獣医療法第2条第2項
整			に掲げる飼育動物の診療施設に附属するものを除く)
備計			5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に該当
			する営業にかかわる施設
画	建築物の敷地面 積の最低限度		1,000 平方メートル
			1,000 1,357
			1 計画図に示す部分について、建築物の外壁又はこれに代わる柱(以
			下「外壁等」という。)の面から敷地境界線までの距離は、5 メート
	壁面の位置の制限	の位置の制	ル以上とする。
		2 計画図に示す部分以外について、外壁等の面から敷地境界線まで	
			の距離は、1メートル以上とする。
			3 1項の規定は、建物高さ10メートル以下の施設部分については、

	T	
		適用しない。ただし、外壁等の面から敷地境界線までの距離は、
		1メートル以上とする。
	建築物の高さの最高限度	建築物の各部分の地盤面からの高さの最高限度は31メートルとし、
		計画図に示す部分に面する敷地の建築物については、当該部分から、
		前面道路の反対側の境界線までの真北方向及び真西方向の水平距離に
		0.6 を乗じて得たものに 5 メートルを加えたもの以下とする。
		なお、建築基準法施行令第 135 条の 4 第 1 項第 2 号に該当する場合
		は、これを適用する。ただし、「北側」を「北側及び西側」と読み替え
		て適用する。
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等は、刺激的な色彩または装飾を用いないこと。
		敷地内に設置することができる広告物は、木津川市屋外広告物施行
		規則第7条に定める基準に該当し、かつ、次の各号の条件をすべて満
		たすものとする。
		1 自己の事業に関するもの
		2 美観風致を害さないもの
		3 建築物の外壁に設置する広告物は、1事業所当り 5 箇所以内とな
		ること
		4 建築物の壁面より突出する広告物は、高さ10メートル以下の部分
		に限る
		5 建築物の屋上又は屋根を利用しないもの
	I	

計画図



地区計画区域
 地区整備計画区域
 壁面の位置の制限及び建築物の高さの 最高限度について計画図に示す部分